

平成 27 年度与党税制改正大綱について

昨年 12 月 30 日、「平成 27 年度与党税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正の議論の過程においては、市町村の基幹税目である固定資産税の償却資産課税に関する税制措置や、ゴルフ場利用税の廃止を求める意見が前年度に引き続き俎上にのぼったことは誠に残念であるが、いずれも市町村財政運営に不可欠な重要な税源であることが理解され、現行制度が維持されることとなった。これは与党関係者の方々をはじめ両税を守るために尽力いただいた首長、地方議会関係者の努力の成果であり、改めて感謝申し上げる。今後も両税の廃止や縮減を求める意見が出た場合には、全国市長会は一致協力して、現行制度の堅持に向けて活動していく所存である。

また、法人実効税率の第一段階の引下げについて、減税が先行した形で行われることとなった。租税特別措置の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大等によりその一部について代替財源が確保されたことは評価するところであるが、地方財政に影響が生じることのないよう適切な措置を講じるとともに、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにするべきである。

二輪車等に係る軽自動車税の標準税率については、予定どおりの引上げを要請していたところであるが、1年間延期し平成 28 年度から適用するとされたことは残念である。この再見直しによって、各都市自治体は再度条例改正を行い、納税者の理解を求める必要があるため、政府としても今回の税率引上げ延期に係る理由等を十分説明するよう求めるものである。

最後に、消費税率（国・地方）引上げが延期になったが、現在、社会保障改革プログラム法等に基づきさまざまな取組が行われている中、基礎自治体において実施している社会保障施策に支障が生じることのないよう、必要な財源を確実に手当てすることを、改めて求める。

平成 27 年 1 月 5 日

全国市長会
会長 森 民 夫